

平成 26 年度 事業計画書

[方針]

道内における家畜衛生を巡る情勢としては、幸いこのところ口蹄疫、鳥インフルエンザ等の悪性伝染病の発生もなく経過しているが、中国、台湾等の近隣アジア諸国では未だ断続的に発生が続いており、人や物を介し我が国へ侵入する危険性は依然として極めて高いと言えることから、発生予防の取り組みやまん延防止対策の強化が求められている。

BSE は 21 年 1 月の発生を最後に、発生無く経過しており、昨年 5 月に開催された OIE 総会で、我が国は BSE 清浄国である「無視できる BSE リスクの国」に認定され、同年 7 月 1 日からと畜牛の全頭検査を廃止し、48 か月齢超を対象に検査を実施している。

一方、人と動物の共生が謳われる中、家庭飼育動物への高度医療の提供、動物愛護・福祉対策、野生動物保護を含む自然環境保全対策の推進など、国民生活の幅広い面で、動物医療、獣医師の果たす社会的役割に対する期待は高まっている。

北海道獣医師会は、25 年度から公益社団法人として新たなスタートをきったところであり、獣医師が組織する専門家集団としてこれまで以上に社会に貢献していくことが求められている。

I 公益目的事業

1. 獣医学術の振興・普及並びに人材の育成を図る事業

1) 平成 26 年度北海道地区三学会および第 65 回北海道獣医師大会の開催

平成 26 年度北海道地区三学会および第 65 回北海道獣医師大会は、石狩支部、空知支部、後志支部の全面的な協力と支援を得て下記のとおり開催する。今年度の地区学会は日本獣医学会学術集会（日程：9 月 9 日～12 日、会場：北大高等教育推進機構）との連携開催として、共同企画のシンポジウムまたは特別講演等を開催し、学会の一層の充実強化に努める。

日 時：平成 26 年 9 月 11 日（木）・12 日（金）

会 場：北海道大学学術交流会館、百年記念館

京王プラザホテル札幌（大会、パーティ）

2) 講習・研修会

ア．本部主催の講習会は、小動物・獣医公衆衛生講習会のほか、野生傷病鳥獣救護技術講習会を開催する。また、日獣から受託する高度獣医療セミナー等を企画開催する。

イ．獣医新技術講習会、産業動物および小動物のブロック講習会などは引続き支部主管にて開催する。

ウ．一般市民向けの市民公開講座、シンポジウム、出前講座などを支部、地区獣医師会と協力して開催し、より一層の情報発信に努める。

エ. 高齢会員を対象とした研修事業、各職域の獣医師の交流研修事業を実施する。

3) 北海道獣医師会雑誌の発行

北海道獣医師会誌（北獣会誌）は、月1回の発行を堅持し、獣医学術の振興・普及のため、総説、原著論文、研究紹介など学術専門情報媒体として充実をはかるとともに、理事会報告、会員の職場紹介、講習・研修会など諸行事の案内、本部・支部の活動報告など情報提供の媒体として一層の充実を図る。また、総説、原著論文等については、会誌掲載のみならず、本会ホームページにも掲載し、会誌購読者以外にも広く周知を図る。

4) 2018年世界牛病学会の札幌招致に向け、日本獣医師会、産業動物獣医学会等と連携し活動を進める。

2. 人と動物が共生する豊かで健全な社会の発展に貢献する事業

1) 狂犬病予防注射事業の推進

ア) 狂犬病予防注射業務については、各支部に本会委任獣医師による注射実施班体制を整備し、市町村担当部署と協力のうえ、責任をもって適正に実施する。

イ) この度の公益法人移行に伴い、狂犬病予防注射事業を本会の公益目的事業と位置付け、その実施体制、注射料金等の経理を大きく変更したことで、管理事務体系も複雑、多岐にわたることから、各支部と共用できるインターネットを介した「管理システム」を活用し、効率的でかつ円滑な運営に努めていく。

ウ) 狂犬病予防注射の普及・啓発と予防注射実施率の向上を図るため、道主務課および市町村との連携を密にし、円滑な運営を期するとともに、関係機関と連携し、狂犬病侵入阻止、危機管理体制強化を図る。

エ) 狂犬病予防注射業務における事故防止のため、副反応留意の啓発チラシを作成し、注射時飼養者に配布する。また事故が生じた場合には、「北海道獣医師会狂犬病予防注射事故対策要領」に基づいて対処する。

2) 動物の愛護および福祉事業の推進

ア) 北海道や政令市主務課等と連携し、動物の愛護と適正な管理について啓発を進めるとともに、動物愛護週間を中心に各支部で行っている諸行事に協賛する。

イ) 道および政令市から業務委託を受けて実施している負傷動物保護事業（野生傷病鳥獣と所有者の判明しない犬猫などのペット）について、会員動物病院などの協力を得て引き続き実施するとともに、診療技術の向上を図るための講習会を開催する。

ウ) 人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、動物の福祉増進のため野生希少種動物の保護活動に努めるとともに、関係団体と協力し動物愛護管理推進計画の推進に協力する。また、飼育動物の飼い主を明示するマイクロチップの装着義務化に向け、日本獣医師会、日本獣医師政治連盟との連携により、関係機関に働きかけるとともに、当面の普及促進にも努める。

エ) 24年度、北海道及び政令市と締結した「災害時における動物救護活動に関する

協定」にもとづき、行政、関係機関と連携した事前の災害時対策を構築していく。
オ) 動物愛護福祉活動の核となる動物愛護センターの建設に向け関係機関に引続き働きかける。

II 収益事業

1. 不動産の貸付事業

本会が所有する北海道獣医師会館および土地の適正管理に努めるとともに、会館事務室は事務所として関係機関に貸付けを行うとともに、会議室は各種会議、研修会等に貸付けを行う。また、発寒に所有する土地は駐車場として貸付を行う。

会館が築後 35 年を経過し、老朽化していることから、まず今後の本部事務所のあり方、建設計画、資金調達等について検討を進める。

2. 共同購入事業

業務上必要とする物品（診断薬、各種様式印刷物）を一括購入し、領付する。

III その他の事業

1. 福利厚生事業

1) 福利厚生事業

福利厚生事業として、弔慰金・病気見舞いなど規程に基づき実施するとともに、獣医師福祉共済事業の推進、特に獣医師損害賠償責任保険について加入促進を図る。

2) 獣医師人材バンク

獣医師の不足や職域及び地域的な偏在の解消に向けては、離職や退職等により獣医事に従事していない獣医師の活躍が望まれる。求職希望の会員登録と求人情報の提供を行う獣医師人材バンク事業を実施する。

2. 受託事業等

1) 狂犬病予防注射済票交付事業

道内 173 市町村からの委託により、犬飼養者の便宜のため狂犬病予防注射時に注射済票交付を行う。

2) 犬の登録及び鑑札交付事業

道内 6 市からの委託により、犬飼養者の便宜のため狂犬病予防注射時に犬の登録受付及び鑑札の交付を行う。

3) 国際交流事業

北海道・大学・NOSA I などの関係機関の協力を得て 18 年間に渡り、実施してきた開発途上国獣医師を対象とした「産業動物の獣医技術研修」（(独) 国際協力機構 (JICA) の委託）が 25 年度を持って終了したことから、新規事業として家畜飼養や育種など畜産学も含めた産業動物獣医療技術の研修を立ち上げることを目指し、JICA と連携し、関係機関の協力のもと国際交流部会を中心に検討を進める。

4) 動物愛護週間における啓発活動

動物愛護週間に開催される支部等主催「動物愛護フェスティバル」の開催を支援する。

5) 海鳥等保護対策事業

天売島において野生ネコが増加し、この影響で希少な海鳥が激減している。この海鳥保護のため、羽幌町等からの委託を受け、野生ネコの馴化・譲渡、不妊去勢等による増加抑制等で野生ネコを減少させる事業を実施する。

3. その他

1) 広報活動の推進

情報化社会に対応し、獣医界・獣医師会活動を広く一般に知らせるとともに、会員相互の連携のため、広報活動を充実強化する。

その一環として北獣ホームページを開設し、これまでも充実、改善に努めてきたが、今年度は全面的なリニューアルを図り、より広範囲な情報発信に努めるとともに、公益法人としての情報開示にも対応する。

IV 獣医事諸問題への対応

1) 近隣のアジア諸国では、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが依然として発生し大きな被害を出している。これら悪性伝染病の我が国への侵入を阻止するため、関係機関と協力し防疫体制の強化に努める。また、牛白血病など産業動物の感染症対策を推進するとともに、狂犬病、ウエストナイル熱など動物由来感染症の侵入防止の啓発に努める。

2) 安定的で高度な獣医療を提供していくためには、産業動物および公務員獣医師の確保が必要であり、より一層の処遇改善等に努める。

3) 動物医療については、インフォームドコンセントを重視し、飼主との信頼関係を築き、「小動物医療の指針」および「産業動物医療の指針」により日々診療に務める。

また動物診療に係り、問題提起されたときは「飼育動物獣医事対策委員会」などで対処する。

4) 学校飼育動物への対応については、教育委員会等の協力を得て、指導・協力を希望する学校を対象に動物の適正飼育や病気治療の相談などに応じていく。

5) 獣医事諸問題をはじめ、会員の要望事項などについて、北海道獣医師政治連盟、日本獣医師政治連盟と連携して解決に努め、また必要に応じ国・地方自治体、国会・道議会等の議員、関係機関に働きかけ、その実現を図る。